

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和3年11月24日(水)  
会議時間 9時59分開会 12時08分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美  
委 員：鈴木孝寿、口田邦男(欠席)、高橋政悦  
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦
- 5 説明員 副町長：山本 司  
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
  - (1) 令和3年 第8回町議会臨時会の運営について
    - ① 予定議案等(町・議会)の説明
  - (2) 令和3年 第9回町議会定例会の運営について
    - ① 予定議案等(町・議会)の説明
    - ② 審議方法等について確認
    - ③ 会期日程の確認
    - ④ 12月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
  - (3) 議会費にかかる新年度予算について
  - (4) 議会モニター会議について
  - (5) その他
    - ・ 町職員の「年間を通した働きやすい服装の推進」についてに係る議会の対応
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（中島里司）：おはようございます。議会運営委員会を開会する。本日は臨時会及び12月の定例会について、皆さん方に御審査いただきたいと思う。なお、議案等の説明のために副町長以下関係者の皆さんに、御多忙のところ御出席いただいたことについても、お礼を申し上げたいと思う。

まず、会議に入る前に口田委員の動静について、局長のほうから説明、報告をお願いします。

事務局長（田本尚彦）：口田議員においては、11月9日から入院加療をされているところであるけれども、12月20日頃まで入院にかかるということで、議長に欠席の申出があるので、本日の会議についても、欠席ということになっている。以上である。

## （1）令和3年第8回町議会臨時会の運営について

### ①予定議案等（町・議会）の説明

委員長：それでは、早速、議件に入りたいと思う。まず初めに、令和3年第8回町議会臨時会の運営についてお諮りをする。初めに、予定議案等の説明について、内容の説明について副町長のほうからお願いしたいと思う。

副町長（山本 司）：それでは先に、令和3年第8回の臨時会についての議案等について御説明申し上げる。内容としては、補正予算1件と行政報告1件になる。まず、補正予算である。お手元に臨時会の議案、補正予算の議案と、あと説明資料があるので、そちらを御覧いただきながら説明を聞いていただきたいと思う。

議案の第76号、一般会計補正予算（第8号）になる。8ページを御覧いただければと思う。臨時会の補正予算については、3つの事業についての提案である。8ページ、1目の社会福祉総務費であるけれども、福祉灯油に係る経費として1,284万1,000円の計上になる。原油価格の高騰によって、1リッター当たり100円を超え、家計を圧迫している状況なものだから、低所得者、具体的には住民税非課税世帯の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、合わせて1,075世帯を想定しているけれども、100リッター分の灯油券を交付する経費である。なお、灯油以外の暖房利用者については1万円のハーモニーギフトカードを交付し、支援を行うものである。年内に受付事務等を行って、受付した者から年内に灯油券等の交付を目指してまいる考えである。2点目である。2目保健予防費である。3回目のワクチン接種に係る経費として、総額で3,760万8,000円を計上するものである。医療従事者については12月から、高齢者の施設入所者については1月から、そのほか一般の町民の皆さんについては2月からの接種を予定し、準備を進めてまいる考えである。後ほど行政報告の内容でも、改めて触れさせていただく。3点目である。ページでいくと10ページの下段、11ページになる。教育費で小学校の管理費と中学校の管理費について、小・中学校4校にエアコンを設置する経費の計上である。これまでエアコンについては保健室とかパソコン教室のみの設置であったけれども、地球温暖化に伴う平均気温の上昇やマスク着用の励行による体感温度の上昇により、児童生徒の授業中の健康管理も一部厳しい状況もある。普通教室、特別支援教室などへ、新年度に間に合うよう、エアコンの整備を進めるものである。清水小学校には35台のエアコン、御影小学校には17台のエアコン。なお、受電設備、変圧器の更新も併せて必要となることから、小学校費では6,973万3,000円の予算計上。中学校については清水中学校25台、御影中学校15台

のエアコンと、同じく受電設備、変圧器の更新が必要となることから、合わせて5,490万8,000円を計上するものである。年内の入札の執行を行って、年度内に事業を完了し、新年度から使えるようにといったことで事業を進める予定である。以上、補正予算の内容の説明である。

あわせて、行政報告、皆様のほうのお手元に配付しているけれども、新型コロナウイルスワクチン接種の状況と、先ほど補正予算でお話しした3回目の接種についての報告をさせていただく。内容的には2回、これまで行った2回、ワクチン接種の接種率の報告、それと3回目の接種体制と接種場所について、主な改正点等を報告させていただく。実際に改正となる部分については、集団接種の場所、これまで清水町文化センターを集団接種の場所として設置をしていたけれども、保健福祉センターに3回目の集団接種からは変更して、できるだけ文化センターの貸館の利用の確保を図ってまいるという考えである。報告の内容としては以上である。

なお、臨時会への案件として、本来は、今日この議案にはのっていないけれども、給与条例の12月の改正として、当初、期末手当の0.15か月分の引下げを予定していた。これについて国会が12月にならないと開かれれないということで、国家公務員に対する給与法案も、今のところ提案されないということなものであるから、本町においては期末手当の引き下げについては、国の法案が成立後に本町の条例改正に向けた準備を行って、年明け3月定例会での提案等を考えている。以上、説明とさせていただきます。

委員長：今、副町長のほうから説明いただいた。委員のほうから何か質疑あるか。鈴木委員。  
鈴木委員：福祉灯油の当初予算では、もともとなかったか。今回、100リッターしかないということか。

委員長：総務課長。

総務課長（神谷昌彦）：当初には福祉灯油は載っていないので、今回初めてになる。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：例年はどんな感じだったか。例年も同じぐらいだったか。

委員長：副町長。

副町長：例年も当初予算には計上しなくて、その年の灯油の価格を見て、100円を超えれば予算化に向けて補正で対応させていただくという流れであった。ただ、去年は灯油の価格が100円は行ってなかった。それで、コロナ禍において換気をよくしてくださいとかという働きかけをするものだから、実際の灯油の消費量が増えることを見込んで、そういった部分の支援として福祉灯油、直接の福祉灯油ではなかったけども、コロナ関連の支援策として去年は予算計上させていただいて、議決をいただいたところである。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：続いて、エアコンについて、これ例えば職員室とか入っているのか。普通教室、特別教室だけなので、職員室とかは該当になっているのかなというような単純な質問なのだけど。

委員長：副町長。

副町長：詳しく書けばよかったけども、特別教室等の等の中に職員室も校長室も含めて入っている。

鈴木委員：了解した。

委員長：ほかに何かあるか。高橋委員。

高橋委員：単純な疑問というか、質問なのけども、福祉灯油について、これ例えば1リッター113円、これが120円になっても補助は113円という金額的なことなのか。100

リッター保障なのか。そこの辺だけ教えてもらえるか。

委員長：副町長。

副町長：これからまだ上がる可能性もある。実際に各家庭が灯油を発注した日の単価でいく。それで、例えば、申し込んだ日が130円であったとすれば、100リッター券だけれども、単価130円で業者から請求をもらって、町は最終的にお金を払うといったことになる。

委員長：高橋委員。

高橋委員：ということは総額1,200万円超の金額が1,400万円になるかもしれない。例えば逆に1,000万円で収まるかもしれないしということか。

委員長：副町長。

副町長：単価は今後の情勢によるので、増えたり減ったりすることになる。ただ今113円で見ているけども、あと世帯数でマックス1,075世帯と見込んでいて、それ以内の範囲になるかと思うので、これより単価が上がったとしても、今のところ予算が足りなくなるようなことにならないように、ちょっと多めにとりか、積算上は多くしている。

委員長：よろしいか。ほかに。鈴木委員。

鈴木委員：あとコロナの3回目の接種について、行政報告にも書いてあるけど、保健福祉センターでやるのは、この前の土日と一緒にということである。それ以外の平日は各病院でやってくださいということだと思うけれども、最初の頃、結構土日、混んでいたイメージがある。後半、2回目接種をしていたときはそうでもなかったけど、これだけブレイクスルー感染のことが言われている中で、狭い中でやるのが逆に危険を今度伴ってしまうかなんていうのは一般論として思うけど、その辺、大丈夫かなというのと、前回もそうだったけど、担当課とか各職員も協力してやっていたけど、基本的に管理職が多かった。管理職に聞いたら、皆、何か大分疲れているなというのは正直思ったので、この辺、どういうふうに考慮していくのか。やっていくほうの職員も大変だろうなというのは特に思うけど。だからといって、やめろという話にも当然ならないし、何かその辺、気遣う部分というか、大変だなと言うのは何か簡単であれなただけ、何か解決する部分というのはあるのかないのか。ちょっとぼやとした質問で申し訳ないけど、1点目は狭くて大丈夫かな、逆に。北海道は特に冬の間に感染者が増えるという傾向が当然あるので、その部分とあと職員の交代、交代でやって、それが管理職と言わずとも、いろいろな職員もいらっしゃると思うけど、うまくできるのかなというか、健康面で逆に心配になってくるなというように、心配なのだけど、その辺、どのように。回答も難しいと思うけど。

委員長：副町長。

副町長：文化センターの大集会室から今保健センターのふれあい室という奥のほうの部屋である。確かに若干狭くなる。基本的に2回目の接種を受けてから8か月の期間を空けて、順次接種券を送って、打ってもらうということになる。それで、例年、1回目、2回目と同じように、職員の対応を行うけれども、1回目、2回目で効率的な接種の仕方というのを少しさらに研究して、先にお客様を席につけて、座っていただいて、接種する人、医者、看護師は、医者、看護師が動いて接種をしていくといったことで、効率をまずひとつよくするという手法を取れるということで、なるべく人を同じ部屋の中に長時間置かないといった工夫で効率化をした中で、換気も含めて感染防止対策を十分取れるスタイルに改善をして、できるという見込みが立っているので、その辺は十分注意して進めてまいりたいと思う。職員の数もこれまでより、当日の張りつけ

の人数も若干減らした中で対応できるということなので、職員のローテーションも一定程度、休みも含めて取った中で対応してまいりたいというふうに考えている。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：あと全体通して、新型コロナワクチンによる感染症対応地方創生臨時交付金全体の流れなのだけど、今回、この後というか、先程質問したエアコンとかもあるが、多分、前回のコロナの接種で8割超えだと思う。全体的な予算として、例えば少しずつ余ってくる。例えば入札でもそうだけど、最後余ったときってどういうふうにするか。それとも余らないような形で、何とか上げれる方法があるのかどうかという、言い方は変だけど、全体の予算が決まって、途中で補正かけたりなんかするというのは3月しかないから、今の段階でどのぐらい、超えるぐらいになっているのか。それとももしくは若干余っていくのかどうかという、変な言い方だけど、どうだろうか。

委員長：総務課長。

総務課長：定例会のほうの予算に関する説明資料の中に、臨時創生交付金の一覧表が載せてある。それぞれの事業費に対して交付金の割当てというか、振り分けを説明させている。その中で100%財源としては打ち込んでいないので、多少若干、余剰が出ても、交付金については十分消化できるというふうに割り振ってあるので、若干、事業費に少し余裕を持っていると、財源として余裕を持っているので、若干それが下がったとしても、十分割り当てるように事業の振り分けをしているところである。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：これ、しつこく言っているわけではないけど、帯広市議会でもあったけど、本当は一般財源を突っ込んだ部分で本当は補正でも、地方創生臨時交付金でもよかった部分があったりとか、その辺で当初予算を使わなくて済んだとか何とか、いろいろあったと思う。まだ、それがいい悪いではないのだけど、何かその辺の財源の在り方において、無駄があるのか、ないのかとかというのを心配したものだから。まだうちの町がどうなのかというのは、僕はそこまで見切れてないのであれだけど、その辺はあまり心配しなくていいのか。これは本会議でも言うつもりもないのだけど、うちは大丈夫かなんていうふうに一般的に思っていたものだから、確認で聞いてみたのだけど。

委員長：総務課長。

総務課長：十分、そういった交付金が余ったりしないような形で、十分こちらも検討しながら、まず国と協議して、間違いなく当たるかということもしながら、当然予算だから、マックスで見ているので、下がったりとかもするので、その辺も十分配慮というか、計算してやっているのだから、きちんとできるようにはしている。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：帯広市役所では確かエアコン設置だった。当初でやっていた予算と実質の予算の間に、その差がどうなっているのかというような話から、何か広がっていった話だったのだけど。今回のエアコンにしても、今予算の内容見たら、一般財源分と補正予算分で両方絡んでいるということである。その割合というのは特に、この割合ならいいとか。別にこれはうちの今の出し方は、国的には問題ないのか。例えば何割は地方創生とか、別に割合聞く必要はないのだけど、そういう出し方は認められているのか。

委員長：総務課長。

総務課長：特に何割という形で認めるというふうな形では決まっていなくても、ある程度、ほかの町の事例だとか、国から示されている事例だとか、そういったものを参考にしながら、こちらも事業に割り当てして、一応国のほうに事前協議というか、申請をして、内諾を得ているものについて予算計上しているのだから、大丈夫だと思う。

委員長：ほかにないか。

(なしという声あり)

委員長：ないようなので、質疑は、臨時会における議案の質疑については、これで終わらせていただく。

なお、今日午後から全員協議会が予定されているが、今日の今の質疑の中で、特に議会運営委員会で協議して、質疑等があった部分で特に全員協議会に諮る、報告したほうがいいのかというような案件というのは何かあるか。委員長としては、今回、この議案の内容を見て、執行側の説明で十分だというふうに思っている。ということは、ここで協議したとはいえ、ほかの議員の方々も質疑をする権利がある。特に何か大きなことがあれば別である。前回みたいに時期がどうのこうのというのがあれば別だけど、今の臨時会での議案については、特にそういうもの見受けられないので、執行側の責任の中で説明をしていただいて、それぞれの議員から質疑を受けていただくと。そのほうが形としていいのではないかと思うが、いかがか。特に議運として、今日のこのことを、内容を全員協議会に諮る必要あるかどうかということをお諮りしたいと思うが、委員の方々、意見あるか。鈴木委員。

鈴木委員：特に指摘するような問題点、若しくは確認する問題点はなかったと思うけれども、今の質疑を受けた上で、例えば福祉灯油は、先程、高橋委員が言ったような内容だとか、エアコンであったら等と入っているから、職員室も含めてとか、気持ち、ちょっと上乘せして説明をしていただくと、ほかの議員さんも分かりやすいかなと。その辺の質問が少なくなって済むかなという気がする。そのぐらいか。

委員長：只今、鈴木委員からの意見であるが、ここで執行側のほうに問いかけた部分について、初めからちょっと追加して、説明の中で追加をしていただいて、同じ質疑が出ないような工夫をしていただくということで、議運の委員長報告の形ではなくて、この場での雰囲気、皆さん、この辺で聞きたい部分があるのかなということ追加して、事前に説明してもらえればいいのかではないかなと。いかがか。そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：内容によりけりということでもいいか。そういうことで臨時会の質疑については、以上で終わらせていただく。

## (2) 令和3年第9回町議会定例会の運営について

### ① 予定議案等(町・議会)の説明

委員長：次、議件(2)、令和3年第9回町議会定例会の運営についてをお諮りする。それでは、執行側より予定議案等の説明並びに審議日程の要望、早く結審してほしいと、特にあれば、それらも含めて説明を受け、質疑させていただきたいと思う。それでは早速であるけれども、予定提出議案の説明をお願いします。副町長。

副町長：続いて、定例会の議案について説明をさせていただきます。議案書を御覧いただきたいと思う。

条例の一部改正について3件を予定している。簡単に内容について説明申し上げる。議案第77号清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。内閣府の政令の施行に伴って、子ども・子育て支援を行う事業者等における書面等の作成保存等を行うものや、保護者等との手続に関するもので、これまで書面等で用意する、書面等によるこ

とが想定されているものについて、紙ベースから電子データベースで対応をできることを可能とする内容の改正である。続いて、議案 78 号である。清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてである。これも健康保険法施行令等の一部を改正する政令によって、出産一時金の支給額の基準額及び加算額の内訳を見直すものである。今、出産一時金については、支給総額が 42 万円となっており、その総額の変更はないけれども、基準額と加算額の内訳が変わるという内容である。議案第 79 号に参る。清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてである。健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 4 年度から未就学児の均等割保険税の半額を減免するための改正と、あと文言の整理を行うものである。条例については、以上 3 件である。

続いて、補正予算に参る。議案の 80 号から 85 号についてであるけれども、一般会計の補正予算以下 6 会計の補正である。一般会計の補正予算の説明をさせていただくが、本日議案として、予定議案として配付している一般会計補正予算 9 号については、現在、国において子育て世帯への臨時特別給付金として、高校生まで 18 歳以下の子どもがいる世帯に 10 万円を給付するという計画がある。そのうち 5 万円については、年内に支給をなささいといったことが検討されている。それで、今現在、はっきりした予算措置の内容というのがまだ来ていない。少しずつ来てはいるけれども、全体像が分からない状況である。それで、定例会、12 月 7 日の日の開会までには、一定程度目安というものが示されるというふうに考えている。それで、年内に支給をするとすると、その定例会初日に新たな補正予算を調整させてもらって、至急議決をいただきたいというふうに思っている。それで、今日お配りしている補正予算に、子育ての世帯への給付金の予算を追加して、溶け込ませて予算、補正予算の第 9 号にするか、それだけを別にして初日に出すか。その辺をどちらの方法でも結構なのだけれども、後ほど、その辺も含めて御協議をいただければと思う。これから説明する補正予算の 9 号であるけれども、私どもとしては急ぐ案件は今のところ 1 つもない。最終日にその分は持って行ってもらう結構だというふうに考えている。それでは、議案第 80 号の一般会計補正予算の主なものを申し上げる。14 ページをお開き願う。歳出の補正であるけれども、ほとんどが事務事業の終了による不用額の減額である。なお、燃料費については、ほとんどの費目に燃料費があるけれども、原油高騰による単価アップについて、車両用の燃料だとか、施設管理に係るガソリン、軽油、灯油、重油分について単価差分を追加している。その他の経費で追加となる主な項目についてのみ説明をさせていただく。14 ページ、下のほう、6 目の企画費である。いきいきふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附額、これは当初の見込みより 9,000 万円程度増加が見込まれる。それに係って返礼品や郵便料、取扱手数料等の経費の追加を行うものである。15 ページに参る。12 節 54 番、交通弱者移動支援事業委託金、委託料は、買物銀行バスの利用者増により 70 万円の追加。その下、18 節 30 番、地方バス路線維持費補助金は、拓殖バスが運行する帯広新得線に係る運行経費の確定により 60 万 7,000 円の追加。36 番、清水帯広線バス運行事業補助金は、十勝バスが運行する清水高校のスクールバスを利用した清水帯広線に係る運行経費の確定により 28 万 7,000 円の追加。15 ページの一番下に参る。7 節 17 番、マイホーム取得奨励金は、当初の想定より申請件数の増加が見込まれることから 320 万円の追加。16 ページに参る。上である。33 番、定住促進賃貸住宅リフォーム補助金も、申請件数の増加が見込まれることから 119 万 5,000 円の追加。12 目情報化推進費の 12 節 54 番、北海道自治体セキュリティクラウド次期システム移行業務委託料 20 万 6,000 円は、庁舎

内のネットワーク機器・サーバー等の設定変更が必要となることから委託料の追加。13目災害対策費10節需用費は、北海道から洪水の浸水想定区域の見直しがされる見込みにより、防災ガイドマップの印刷経費として22万円の追加である。17ページの下に参る。1目戸籍住民基本台帳費の7節報償費15万円は、当初想定より町民葬儀供花料の支出件数の増加が見込まれることによる追加。ちょっと飛んで19ページに参る。3目18節135番、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金1,370万3,000円は、認知症グループホームの防災改修費用に対する国からの交付金決定により、町の会計を経由し補助するための経費の追加。20ページから21ページに参る。20ページの下、1項児童福祉総務費、12節51番、児童手当システム改修委託料であるが、制度改正に伴う改修経費88万5,000円の追加。22ページに参る。6目19節10番、障害児通所給付費は、当初想定より給付費の増加が見込まれることから71万7,000円の追加。23ページの中段に参る。2目保健予防費、12節32番、健康管理システム改修業務委託料379万5,000円は、国のオンラインサービスで個人が健診結果を確認できるようにするなど、システム改修経費として追加をするものである。飛んで、25ページに参る。25ページ、3目農業振興費、18節39番、産地パワーアップ事業補助金9,034万4,000円の追加は、国の事業採択を受け、畑作4品の輪作体系の維持・強化のための省力農作業機械を投入する十勝清水町農協への補助をするものである。41番、畑作構造転換事業補助金については、事業完了による不用額の減額。46番、経営承継・発展支援事業補助金400万円の追加は、国の助成を受け、先代経営者から経営移譲を受けた後継者の省力農業機械の導入費の一部助成を行うものである。26ページに参る。6目土地改良事業費、18節11番、道営草地整備事業負担金50万1,000円の追加であるけれども、町営牧場の牧草地更新事業費の増加に伴うものである。27ページ下段から28ページに参る。1目商工振興費、18節34番、清水町中小企業特別利子等補助金12万9,000円の追加は、今年度分利子補給額の確定に伴うものである。30ページに参る。5項住宅費、1目住宅管理費、12節52番、清和団地除却工事実施設計委託料213万4,000円の追加は、当初、令和4年度の事業計画であったけれども、繰り上げて事業を実施することによって国からの補助金の補助率がアップするため、前倒しで実施をするものである。2目住宅建設費の12節54番、町営住宅建設工事実施設計委託料296万2,000円についても、西都団地の建設に係る設計であるけれども、1年前倒しで行うことによって国からの補助金の補助率がアップすることから、追加をするものである。31ページに参る。2目教育振興費、17節12番、学校情報機器整備備品88万円の追加は、当初教員に対するタブレットをクラス担任にのみ支給するというので、台数をクラス担任分しか購入しなかったけども、指導用として全教員に配布するため10台分、また転入児童生徒用として予備機5台分を追加購入するものである。飛んで35ページに参る。6目御影公民館費、施設修繕料25万円の追加は、公民館照明機器の修繕を行うための経費の追加である。飛んで37ページに参る。1目元金、22節10番、長期債償還元金120万9,000円の追加は、今年度支払元金の確定による追加である。38ページに参る。1目行政費、12節51番、例規整備支援業務委託料33万円の追加は、職員定年制延長等条例改正に係る支援業務の追加である。14節13番、非常用放送設備更新工事427万8,000円の追加は、庁舎の非常用放送設備老朽化に伴う更新経費である。その下、1目基金費、24節10番、財政調整基金積立金5,008万円の追加は、この補正予算に係る歳入歳出調整額として基金に積み立てるものである。以上、一般会計補正予算の主なものについて御説明をさせていただいた。特別会計のほうについては特段説明を要する部分はないので、割

愛をさせていただきたいと思う。

続いて、次に議案の 86 号と 87 号の説明をしてまいる。86 号、87 号については、地方自治法の規定によって、新年度からの指定管理者の指定について議決を求めるものである。議案 86 号については、清水町アイスアリーナ及び清水町御影パークゴルフ場の指定管理者として、NPO 法人清水町アイスホッケー協会を選定し、指定期間は新年度、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものの議案である。続いて、次の議案 87 号については、同じく清水町社会体育施設の指定管理者として、NPO 法人清水町体育協会を選定し、指定期間は令和 4 年 4 月 1 日から、こちらは 3 年間、令和 7 年 3 月 31 日までとするものである。3 年間と申すのは、新体育館の建設、オープンを想定し、当面 3 年間といった期間を想定しているものである。いずれも年度内に指定管理協定を締結する必要があることから、一般会計補正予算の債務負担行為の設定と併せて、今回提案を行うものである。

次に、議案 88 号である。十勝圏複合事務組合の規約の変更についてである。ごみ処理施設の構成団体に新たに幕別町の旧忠類村地域、ここについては、これまではごみ処理はしていなかったけども、新年度から旧忠類地域も含め処理をすることになったことから、関係規約の変更を行うものである。

次に、人事案件である。2 件、提案させていただく。まず、議案第 89 号教育委員会の教育委員の任命である。現在 1 期目の小笠原清隆委員については、12 月 19 日で任期満了を迎える。再任について提案をさせていただく。任期は 12 月 20 日から令和 7 年 12 月 19 日までの 4 年間となる。続いて、議案第 90 号清水町農業委員会委員の任命についてである。農業委員会の 1 名、今任期途中で辞任されたことによって、欠員の補充を行うため、美蔓にお住まいの西川信男氏を提案させていただく。任期は残任期となっているので、令和 5 年 7 月 19 日となる。

以上で、議案の説明は終了させていただく。

あと行政報告なのであるけれども、1 件を予定している。本日資料はない。内容は、令和 2 年の国勢調査における調査結果の確定がこの後、今週末、今月末、11 月 30 日に国勢調査の確定数値が公表される予定である。それで公表されたら、開会日当日に行政報告を配付させていただき、報告させていただきたいと思う。

以上であるけれども、今後においても追加案件等が生じたら、その都度、議長、委員長に御相談申し上げながら進めてまいりたいと思う。よろしく願います。

委員長：説明、ひとまず終わらせていただく。

引き続き、質疑ないか。何かあるか。特にないか。高橋委員。

高橋委員：ポイントは、補正予算のほうは特にないと思うけど、指定管理者の指定のことで、アイスアリーナと体育館、体育協会とアイスホッケー協会と 2 つで、片方が 5 年、片方が 3 年。先程の説明だと、新体育館ができるからという理由で、それはちょっと理由としては乏しいかなという気がする。いっそのこと 3 年にして、新体育館ができることによって体育施設のそういう見直しとかというふうな持っていく方のほうがずっといいのかなという気がするんだけど、3 年と 5 年って分けたところが弱いかなというか、説明が弱いかなという気がするのだけど、その辺はどういうふう考えているか。

委員長：副町長。

副町長：今、委員よりお話あった。アリーナについては 5 年、体育館については 3 年。これまでは通常の期間としては 5 年、今までも 5 年としてやってまいった。5 年程度のほうが委託受ける側のほうも、人の確保だとか、例えば備品を買ったときの償却の問題

だとか考えると、5年スパンが望ましいというふうに考えていらっしゃるし、町としても5年スパンで見直すといったほうが、安定的な委託といったことではいいということで、これまで進んできた。今回、業者選定に含めて、補正予算の債務負担行為の設定というのがある。それで、実際、この議案書、補正予算書のほうの5ページを見ていただければ分かるけども、一年一年の指定管理委託料の積算をして、その3年なら3年のトータルの金額を限度として契約を結ぶといったことになる。それで、アイスアリーナのように、今後も管理する施設の内容が変わらなければ、1年目の費用を見込んで、簡単に言うと、5年間分で5を掛けるといった積算になる。社会体育施設、メインは体育館なのだけども、今度、今の体育館が3年後に新たな大きさの体育館、新たなものになったときに、当然光熱水費、維持管理を含めて、積算の内容が大きく変わることが見込まれるものだから、現体育館の状況で3年間、そして新たなものができれば、そのときに維持管理経費を含めた金額で、そのときにまたどの程度の年間の管理経費になるか、再算定した上で仕切り直して、新たな業者選定をしていくという考えで、町としてはちょっと変則なのだけども、3年間と5年間というふうにさせていただいたというところである。

委員長：次に、何かあるか。鈴木委員。

鈴木委員：同じ債務負担行為の清水町文化センター舞台設備操作等業務委託は、初めてである。これの詳しい説明をお願いします。

委員長：副町長。

副町長：清水町文化センターの舞台設備操作等委託業務である。これはこれまでは町直営で文化センターの大ホールの管理をしていた。それで、新年度から舞台の管理業務を業者に委託しようという考えである。現在、職員2人体制で、専任ではないけれども、大ホールを使う場合については音響なり照明、舞台の業務に携わったわけなのだけども、管内的に見ても直営でやっているのはうちだけである。ほかのところも専門的な知識、経験を有する部分があるので、専門業者に委託したほうが効率的であるし、いいものができるといった流れがあって、うちも新年度からは業者に委託をしたい。それで、新年度から業者委託する上で、今年度中に業者を決めて契約をするといった手続を踏む必要があるので、今年度中に契約する前提で債務負担行為の設定をさせていただくといった内容である。

委員長：鈴木委員。

鈴木委員：どちらにいてもいいかなと、いいかなというか、そういう世の中なのか。であるならば、例えば今回初めて出てきた、これは今ここで話することではないかもしれないけど、例えばホールを使うときの金額というのが目に見えて、職員の労務費と比べたらどうなのだという話になってくるのか…。にしても、今度その施設の利用料の評価というのは、また少し見直していかなければならない時期というか、こういうふうにどんどんしていくと、そうなるのかなというような気がしないでもないけど、今のところ、それらの関連性は考えられているか。

委員長：副町長。

副町長：これ文化センターの舞台業務については、単なる委託なのである。指定管理という制度ではなくて、単なる委託なので、町の事務の一部業務を委託するとということなので、収入や何かは当然、今までどおり町に全部入ってくる。実際998万1,000円かかるわけなのだけれども、うちの職員については基本的に1名ないし2名、違う業務に回ってもらうといったことで経費は増えない、実質上増えないようなことを考えている。分かりづらいけども、指定管理と違って、ほんの業務の一部だけを委託する経

費ということで御理解いただければと思う。

委員長：よろしいか。ほかに何かあるか。

私から1点か2点、お聞きしておきたいと思う。1つ、体育館は3年計画で建設すると、町長もはっきり言明しているわけだけど、これが万が一、延びた場合はどういう、3年間についてどういう処理をしていかれる予定しているのかなというのが1点である。もう1つについては、反対とか賛成とかということを行っているのではない。聞きたくて言っているのだけども、舞台装置についても、ただ単に今までやっていたのをプロに、経験しているところに渡すのだということなのだけど、これは利用頻度とかそういうものについて、期待をしながら委託しているのかどうか。その2点、ちょっと。

まず体育館のほう。副町長。

副町長：体育館については、当初は令和6年10月のオープンを目指すといったことを話をさせていただいている。それだけども、今現在、なかなか用地の部分含めて、順調に進んでないところがある。それで、今のところ、3年間、今の体育館を使うと。当初の予定より半年ずらして、令和7年から新しい体育館、使えるようにしたいなというふうな考えであるけども、これも用地の関係で、はっきりそのときにオープンできるかどうか分からない、微妙な状況にある。そうしたときには今、指定管理を受けていただいている業者とまたお話をさせていただいて、1年になろうか、もうちょっと延びるか分からないけれども、新たな債務負担行為の設定を事前にさせていただきたいというふうに考えている。いわゆる金額についても、これまでの3年間の平均的な金額で1年、延長させていただくといったこともあり得るというふうに押さえている。

委員長：次に、文化センターの舞台業務について。副町長。

副町長：それと2点目、舞台について。実際、舞台を使用する場合については貸館なり、今既存の文化団体等が利用されるということがあっても、今現在、利用されている人方のサービスの低下を招かないように十分配慮して、委託についてもしてまいりたいというふうに考えている。実際、舞台を動かすためには、専任の業者に入ってもらっても、常時1名は清水町に在駐してもらおうといったことで、舞台を使う側との打合せなり、申込み時の調整が必要となる場合もあるので、そういったものからきちっとした受け答えをしながら、舞台の管理運営を行うといったことで、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮してまいりたいというふうに考えている。

委員長：文化センターについて、1人常駐ということ、それはそれでいいけど、たまたま文化センター、今、副町長からの話と、利用者云々ということは、町民対象にしているわけだから、はっきりいって町民だとお金にならない。だけど、町だから、当然町民を優先して使ってもらってというのが前提だと思う。といいながらも興行的に使用料によって収入を得る、そういう努力というのは、私、あまり最近、見受けられない。これは過ぎたこと言ってもしょうがないけど、いつか担当者が出た場合に、いろいろなところを歩いていたという状況もあったので、そういうことで金になる。言葉が悪いけど、お金になる使用者を探すと。そういう部分もこれから必要ではないかなというふうに思っている。期待をしているところなのである。それだから、これをどうのこうのではない。こういう機会だから、町であるから動けないけど、委託することによって、要するに営業、利用営業をしやすくなるはずでないかなという思いがあるので、その辺について、それを費用に債務負担行為で上げて、条件をつけていいのかどうか分からないけど、そういうものは場合によっては積極的に、文書でなくて口頭でも呼びかけて、より多い利用度を高めるという努力をこの機会にしてもらいたい

と思うんだけど、その辺についてはいかがか。条件をつけるのは難しいと思うけど、いかがかなと思う。

副町長：これ町が委託する部分なものだから、あくまでもこの舞台を使う文化芸術の興行的なものについての企画立案、あと事業者等への働きかけについては、今までどおり、これは職員の業務として、社会教育課の職員を中心に、町民の皆さんの、そういう芸術文化に触れ合う機会をいかに確保するということについては、町として、教育委員会として、これまでのこと以上に気を配って考えてまいりたいというふうに思う。委託業務は、あくまでも管理委託の部分なので、そういった部分までの業務については含めてないので、御理解いただければと思う。

委員長：今の話で、結局、委託だからということだけど、先程の説明で職員が1、2名減らされるという話だったので、委託料がそれによって減っていくと、職員が、そういうことを指して言っているのであって、委託料だけ見て、委託したから、あとはどうでもいいということにはならない。これは表向きはそういうことだけど、行政の中身というのは、それによって変わってきたら、結局、事務が低下する可能性、そういう可能性を持っている、先程の説明で。そういうことであれば委託する意味がなくなってくるのではないかと。使用してもらっていくらなものということでしたと思う。だから、先程、たまたま出たけど、委託だからって、委託だけではなくて、そこだけ考えればそういうことだけど、委託によって町、社会教育活動がどうなるかというのは、私は町として考えた上でいろんな計画立てるべきだと思うが、その辺について、今、副町長からもお話があったけど、低下させないで積極的に、低下ではなく積極的に営業を、職員がいるのであれば、任せたら、舞台装置はないから、逆に職員は何をするのということ、営業しかないはずだから、その辺について、いま一度、この機会にワンステップアップするようなことを考えてもらいたいと思うが、その辺は検討材料としていかがか。

副町長：もちろん委託したことによって文化芸術の質が下がるだとか、町民のそういうものに触れ合う機会が減るようなことはあってはならないと思っているので、それは当然、職員の頭数としては減るけども、その中で創意工夫しながら、質は落とさないようにしてまいる。

委員長：私のほうは、これでひとまず終わる。

ほかに何かあるか。高橋委員。

高橋委員：今、委員長とのやり取りの中で、説明を受けるに当たって、舞台設備操作業務というのは、どこまでを指すのか。例えば、今、清水で定期的にそういう公演やってくれているのは、例えばスタジオZEROとかあるのだけでも、結局スタジオZEROは今まで文化センター改修後、独自の業者を入れて舞台装置をつけたり何なりしていた。それは当然スタジオZEROの自前でやっていたところもあるのだけれども、今まで自前でやっていたけど、今回業者委託することによって、その分、スタジオZEROの負担が減るとか、そういうことにもつながっていくかなという気もするのだけれども、独自でなくて、ここの委託された業者が全てを網羅できるみたいな、そんな利点を説明いただければ、当然のように1,000万からの委託料は通りやすい話だろうし、その辺の、どこまでがどうなのかという委託内容がよく分からないので、その辺の説明も含めてしていただきたいなという気がする。

委員長：副町長。

副町長：今スタジオZEROの話が出たけども、あれは貸館としての業務であって、当然、自分たちの公演のことを分かる音響スタッフ、舞台スタッフを連れてこられてやられ

ていると思う。基本的にうちの職員はタッチしてないと思う、舞台の演出に関しては、そういったものについては、これまでどおりのやり方をさせていただいて、あくまでも貸館である、貸すだけであるということで、何ら変わらない。今お話しのある、どこの分を委託するのかということになると、町なり教育委員会の主催事業である。新年度でいけば特に120年の合唱演奏だとか、そういった部分がメインになるけども、あと通常の文化協会の芸術文化祭、ホール事業だとか、小中学生の芸術鑑賞事業だとか、そういったときの運営管理を行ってもら。これまでの町、教育委員会、文化協会の主催事業等のお手伝いを、お手伝いというか、舞台業務を担うといったことである。

委員長：高橋委員。

高橋委員：要は今までどおり、町主催の行事に関しては委託された業者が引き受けて、音響なり照明なりをあれするけれども、例えば個人が貸館という形で借りた場合は好きなようにやりなさいっていうスタンスで、これがたまたま、例えばスタジオZEROが使っていた業者が、委託業者になって照明等々の使い勝手は分かっているからと、その分はいいと、お金を取らないよといったら、それはそれでオーケーなのか。ただ単に貸館料を払っただけで、今まではスタジオZEROは全部業者に自前で払っていた分、それがたまたま町が委託した業者とイコールであったとき、その分は負担が減るというか、それは業者が取らなければということだけでも、そういう意味合いでもオーケーなのかと。それはあくまでも町が主催した行事に限定されるものだから、それは違うということなのか。その辺、こんな業者はそうそう数あるわけではないから、かぶるかもしれないし、その辺、よく分かんないのだけど、もしそれでスタジオZEROの負担が減ったら、それもまた町民のためでもあるのかなという気もするんだけど、その辺のルールづくりというのはできているのかどうかということである。

委員長：副町長。

副町長：あくまでもスタジオZEROの業者がたまたま委託業者になれば、なったにしても、それは町の主催事業でない限り、スタジオZEROのお金は減らないというか、負担はこれまでどおりである。今回、委託先として想定しているのは、芽室とか帯広市が舞台を持っていて、実際には帯広文化スポーツ財団、そういうところが舞台とかの管理を受けている。あとそういったところが管内的に2、3業者ある。そういったところで、入札で業者の選定をしてまいりたいなと思っている。一定程度、管内的にもそういう専門職を抱えていて、今現在、複数の町をやっているのだけれども、余裕があるので、清水ももしうまくそういうところに入っていけば、人の回しがうまくいくので、そんなに高い人件費で委託しなくても、何とか効率的な人材の確保をしながら、委託料も安価でというか、効果的に削減しながら業務してもらえるのかなというふうに考えていて、今回、委託についてを新規に考えたところである。

委員長：ほかに何かあるか。山下委員。

山下委員：1点だけ、補正予算の21ページ、ここで保育施設運営費の人件費ときずな園運営費の人件費で、これマイナスとプラス、それぞれあるのだけど、人の異動か何かあったのか。その確認だけである。

委員長：答弁を求める。総務課長。

総務課長：保育施設の運営費で増えている部分については、当初、育児休業で見ていたのだけれども、予定より早期に復帰したということで、その分の人件費のプラスで、きずな園については職員の退職が出たもので、退職職員の給料を減らしたということである。

委員長：若干まだ質疑あるかも分からないけども、午後の予定もあるし、休憩なしで進めさせていただいているので、このまま進めながら審議を続けていきたいというふうに思う。

特にあれば受けるけど。鈴木委員。

鈴木委員：すまない。さっきのまた文化センターへ戻っちゃうけど、ちょっと記録を残していいかどうかは別として、町内で相談を受けるというのは、役場のといたら経験者、OBが、在住といたら、それしかあり得ないなと思うが。それは、それがいい悪いっているのではないけど、長い目で見ていったときに、結局は技術的な部分がなくなってしまうのだろうなと。先程言った財団にしても全然いいかなとは思いますが、結局、清水でやれる人が最終的にはいなくなるのかなというように思いをしたりして、そこは危惧するところでもある。別に、OBというか経験者がやることに関しては、何の問題はないのだけど、ただ長い目で見ていくと、技術継承が結局はされないのだなと。本当に清水で文化ステージを組める人がいなくなってしまうのだなというのが少し心配なので。本当であれば、ここに地域おこし協力隊とか突っ込むと一番面白いなとか思う。特に仕事がないから、新卒でも何でも。だから、そういう人たちを本当にうまく有効活用できたら、本当にいいかななんて思うが、その辺、ちょっとこれは質問になっているかどうかは別として、長い目で見るような施策も、今後考えたほうがいいのではないかなということ。

委員長：副町長。

副町長：今、委員がおっしゃるとおり、どこの委託業者が取るか分からないけども、今の清水の設備に精通している人ということであれば、職員OBで1名、2名がいらっしゃるの、その人たちがその委託業者の中の従業員として所属した中で対応されるケースが見込まれる。その方々もまだ若いけども、今後、いつまでできるか分からない。そういった部分で委託業者に関しては、専門の技術職として数名いて、その人たちが例えば清水の施設の使い方を、これまで使っていた人から継承して、そういった中で地元の人ではなくなるかもしれないけど、将来的に。その人たちの中のノウハウを持った方々で、舞台を動かしていくといった集団のほうが、うちの町としても、最終的にはいつまでもうちの職員が、OBができるわけではないので、そういった方向を取ったほうがいいのかなという部分もあつての考え方を持っている。よろしいか。

委員長：それでは、いろいろ御審議いただいたことについては、これでひとまず終わらせていただく。

次に、議会提出分について、事務局長から説明をいただきたいと思う。局長、お願いします。

事務局長：議会提出分の案件については、現在予定されているところとして、委員会報告、所管事務調査の報告が総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、両方からの予定されている。議員の提出議案についてはない。また、現在のところ、陳情、請願等についてもないところである。以上である。

委員長：これについて委員から特にないか。

(なしの声あり)

委員長：次に進めさせていただきます。

## ②審議方法等について確認

委員長：審議方法についてお諮りする。定例会において条例の一部改正、補正予算、一般議案については、今までと同様に本会議審議としたいと思うが、そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そのように決定させていただく。

## ③会期日程の確認

委員長：次に、会期の確認をさせていただく。執行側に特に提案議件について、事務執行上、特に審議を早くしてほしいものを再度、確認をさせていただく。副町長。

副町長：先ほど申したとおり、今お話しした補正予算に関しては、特に急ぐものはない。先ほど申した子育ての給付金が出てくれば、それだけを別議案として、会期中のなるべく、できれば当日、早い時期に提出をさせていただきたいと思う。それだけを急いでお願いできたらというふうに考えている。

委員長：よろしいか。緊急度高いということで、そういうことで進めさせていただく。だから、今提案されている、説明いただいたことについては予定どおりということでよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：それでは次に、日程についてお諮りする。事務局長から説明をお願いします。予定について説明をお願いします。

事務局長：只今の経過を踏まえて、審議の日程について御説明をしたいと思う。

会期初日は12月7日(火)午前10時開会となる。議会運営委員長の報告の後、行政報告1件、議会関係の議案と請願については、現在のところないところである。総務産業、厚生文教常任委員会からの所管事務調査の報告ということで、初日については案件を終了するところになるかと思う。なお、今お話があった補正予算の新規の事情による案件が発生した場合については、初日に当該部分の補正予算として審議を追加するということが想定されてこようかと思う。12月8日(水)から12日(日)までは休会となって、12月13日(月)、それから14日(火)については一般質問を予定している。なお、請願がもし入ってくれば、初日に請願の審査を行って、委員会等に付託された場合については、13日(月)が委員会からの報告というような可能性がある。そして、12月15日(水)については休会となって、12月16日(木)が最終日となる。最終日は条例の改正が3件、それから補正予算については、先ほど御説明のあった令和3年度一般会計以下6会計以下ということで、一般会計の第9号以下各会計の補正予算についてとなる。なお、補正予算に関連して、指定管理者の指定についての議案の第86号、87号については、日程としては一括で説明、審議という形を取ってまいりたいと思う。そして、その他の議案としては、議案第88号の十勝圏複合事務組合規約の変更について、人事案件の議案第89号清水町教育委員会委員の任命について、議案第90号清水町農業委員会委員の任命について。以上が議件としての審議案件になる。最後に、議会関係の議案として、所管事務調査の申出について、議会運営委員会、また3常任委員会の所管事務調査の申出を受ける予定となる。以上が12月の定例会の部分ということで、会期については12月7日から16日までの10日間ということで想定されるかと思う。以上である。

委員長：只今、局長から説明していただいた日程について特に何かあれば承りたいと思うが、先ほど副町長から説明あった給付金の関係については、初日と限定できるとは限らない。それについてはっきりした時点というのは、開会日にまた答えが出れば、それでいいけど、もし出ない場合には、会期中に定例会が開会している日に案件として提出することもあり得ると理解していいのか。あくまでも12月7日初日でもいいのか。その辺、お答えを。副町長。

副町長：今日お配りできてないので、何とも言えないけども、子育て世帯の臨時特別給付金については、極力初日に提案させていただきたいと思う。絶対ではないけども、そのようにさせてください。それで、そうなれば、今お配りしている9号の補正予算は差し替えという形を取らせていただく。既定額が変わってしまうので、申し訳ないけども、9号を今度10号にして、再度訂正した予定議案の差し替えをお願いしたいというふうに考えている。

委員長：そういうことで説明あったので、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：日程について特に何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：なければ、12月の第9回定例会については、会期は12月7日から16日までの10日間ということで決定してよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そういうことで決定をさせていただく。

#### ④12月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：次に、12月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について、事務局長から説明をお願いします。

事務局長：新型コロナウイルス感染症の対応については、資料として別紙1枚を用意させていただいている。前回9月定例会のときに確認をした内容と同じ内容から、特に説明員について、審議案件に応じ該当職員の範囲とするということで、一番最初、コロナが拡大をしたときに、説明員については、案件に応じた最少人数にすべきかどうかというところの懸念があって、この項目を入れていたけども、これまで1年間、従来の説明員については、全員が出席をする形で審議が進められているので、この部分については項目を削除してよいものかなというふうに考えている。それ以外については、従前同様の内容ということで、引き続き、感染対策に対応した議会運営というのを想定している。以上である。

委員長：今、局長から御説明いただいたが、特に何か御意見あるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようであるので、定例会においても、そのように取り進めさせていただく。

以上で、執行側に関わることについて区切りがついたので、大変お忙しいところ、長時間にわたりお付き合いいただきありがとうございます。退席していただいて結構である。どうも御苦労さまでした。休憩する。

【休憩 11：37（執行側退席）】

【再開 11：38】

### (3) 議会費にかかる新年度予算について

委員長：再開する。それでは、議会費にかかる新年度予算について、局長から説明をお願いします。

事務局長：議会費にかかる新年度予算について、2件ほど項目として御協議いただきたいと思う。まず1点目、道内の市町村行政調査については、委員会ごとに原則として任期中に1回とし、予算の範囲内で行うことができるということで、会議規則等運用例で規定をされている。この間、コロナの感染拡大等によって、従来であれば任期中の2年目に道外研修を実施されているところであるが、2年目、3年目ともに出張という形が取れない状況であった。任期の最終年となるけども、令和4年度の予算について、道外の市町村行政調査について予算を計上していくかどうか。今、予算取りまとめが出てきているものだから、その対応について御相談をしたいということである。あわせて御説明する。もう1点、議会研修要綱に基づく研修についてということで、アカデミー等の研修所研修について、従前、年間3名の予算措置をして、研修に対応してきたところである。こちらについても、この2年間、実施がないけども、現在の感染状況等を見て、再開が可能ではないかと。研修所の受入れも一定程度進むのではないかとというふうに想定をして、新年度の予算の中に計上をしていってはどうかということである。従来3名であったが、この2年間、実施がなかったということ、以前の理由の中で実施できなかった分を上乗せして、6名というぐらいの予算措置もいいのではないかと御意見があったので、6名程度の計上ということで進めてよいかと、この2点について御協議いただきたいと思う。

委員長：只今、局長のほうから説明していただいた。コロナの関係で、それぞれ予定していた部分は、行動が制約受けていたというのは現実である。よって、現在の議員としては、明年度で任期ということである。その間、定められていた道外研修がコロナの関係でできなかったということもあるので、来年度実施するかどうかということが1点目である。これから行くか。どのようにするか。鈴木委員。

鈴木委員：ぜひ、行ける、行けないは別としても、勉強していく機会というのが絶対必要だと思う。中には行く人、行かない人も当然出てくるとは思うけども、そのときの状況によって判断しなければならないけど、その後、出ると思うけど、3人ずつ、6人ずつというやつも、今それではないけど、毎回13人で上げていたほうがいいのかないかなというぐらい、別に勉強することに関しては何ら問題はないというか、できるだけ予算は使わなければ戻せばいいだけの話だからといたら、言い方は乱暴かもしれないけど、最初の問いでいえば、ぜひ、やれるかやれないかは何とも言えないけど、積極的に上げるべきだなと思っている。

委員長：ほかに意見あるか。山下委員。

山下委員：任期前の1年ということで、ちょっと視線というのが気になるような気がする。勉強は必要だなという部分はあるのだけれども、道外という部分でいくと、かなり町民の方々に対して説明も必要になってくるかなという気がするので、そこの辺の整理がつけば可能かなと思う。

委員長：ほかに意見あるか。取扱いについて、まず道外研修、これ所管事務調査という前提である。それを実施するかしないか。今、山下委員の言われた、町民の目線というか、町民の考え方、そういうものを配慮する必要あるかなという部分の御意見であった。それらを含めて、どのようにということは、実施しないのとするのと2つの意見になっているので、その意見を頂きたいと思う。高橋委員、お願いします。

高橋委員：実際、本州に所管事務調査として行くというのは、それはそれなりの理由は必要だと思ふし、ただその理由も直近に使用できるというか、具体的に一例を挙げるとすれば、こんな体育館の造り方してすばらしいというのが本州にあったということであれば、すぐにでも使える話っていうか、何かそんなことでもない限り、町民の感情としては許されないというか、長期的な目で議員たちが勉強してくるといふのは、ラストの年は厳しいかなという気がする。だから、どちらかというとな山下委員の話に賛同するということか。

委員長：分かった。今、具体的なものは、所管事務調査だから、全員というのが対象ではない。それぞれの委員会である。高橋委員。

高橋委員：もちろん所管事務調査なので、13人こぞって行くという話にはならないと思う。それが例えば今、体育館の話を出したけど、そうではなく清水町議員としてというか、共通の所管、それはないのかもしれないけども、そういう事例があれば、皆で行くというのも可能かもしれないけど、そうでない限りは別々に考えというか、それは早期に委員会を開いて、それなりの意見を集約すべきだとは思ふ。

委員長：道外研修については、常任委員会で持ち帰っていただいて、それぞれ委員会として緊急度が高いというか、所管事務調査として必要かどうかということ。ただ任期と言っているけど、継続して議員になろうとする人もいるし、やめる人もいる。やめる人はどの程度か分からないけども、そういうことを考えたら、別に任期はあるけども、継続はあるわけだから、私としては、一概にそこで切らなければならないのかどうかというのも疑問を持っている。だから、その辺を含めて、常任委員会で協議をしていただいて、答えを求めるといふことでいかがか。

(はいという声あり)

委員長：その結果で議会中に、定例会では間に合わないのか。  
休憩する。

【休憩 11:48】

【再開 11:54】

委員長：再開する。

予算見積りにも漠然というわけにいかないの、2常任委員会については内容、所管事務調査の必要性を十分認識を持っていただいて、検討していただくと。それについては予算のあれもあるので、臨時会が終わった後でも、それぞれの委員会で開会してもらいたいということにとどめたいと思うが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：とにかく概算とはいえ、議会事務局で議会の予算の方向性を執行側に出さなければならぬので、それらも含めてそれぞれの委員会で検討して答えを出していただきたい。そういうことで所管事務調査については、そういうことにしておきたい。ただ、全員協議会にその旨、申入れをして、常任委員会で検討していただきたいということに現時点ではとどめたいと思う。

次に、議員研修についてはいかがか。鈴木委員。

鈴木委員：これも委員会で話をしてもらって、今まで3人なのだけど、3人という規定は確かなない。行きたい人、行ける人、ぜひ研修は行ったほうがいいし、私も何回でも行きたいなという、しっかりとした勉強してきたいと。議員としての研修は今後、今は本当に1人1回ぐらいのイメージでやっているけど、そうではなくて、本当に道内でも、

いろいろなところでも、またネット上でもできるわけだから、リモートでもできるわけで、13人が毎回、使う、使わないは別として、予算、そこ制限かけるものではないと。あまり使わなければ使わないで、予算消化主義ではないので、我々議員は。と  
思って、それも含めて、私はどうしたらいいかと逆に委員会に言ってもらったほうがいいかなと。研修したいという人はどんどん研修できる雰囲気づくりとか、雰囲気づくりイコール予算づくりだから、予算付けなので、その辺をちょっと考慮していただきたいなと思っている。私が思っているのは、実は、まちづくり学会とういものあり、すごく面白いとほかの町の議員から言われている。研修要綱の別表のその他の研修というところに入ってくるのか、どこに入るか分からないけど、何かそういう学会に出てくるというのがすごく面白いらしい。面白いとか、すごい勉強になるというふうに聞くので、そういうのも含めて、ぜひ、うちの委員会は私が説明すればいいけど、そちらの委員会はなかなか説明できないと思って。そういうようにいろいろな勉強をできるというか、本当にスキルアップを少しでもできるような予算の取り方というか、3人とかに限らずに、ある意味、13と書いておいたほうがいいのではないかなというぐらいの気持ちでいる。

委員長：研修を前提にして人数を制限しないということであるが、これらについても全員協議会で諮って、それぞれの委員会で道外所管事務調査に合わせて、これらも協議をしていただいて、無制限というのはいいいのか悪いのかは別として、そういうことで研修、学び取るということはすごく格好いいので、それを拒否することは基本的にないと思うが、予算という部分では慎重に確保する必要があるというふうに思うので、これらもそれぞれの委員会で委員長及び副委員長おられるんのでお諮りをしていただいて、意向を酌み取っていききたいというふうに思う。そういうことでよろしいか。

(はいという声あり)

#### (4) 議会モニター会議について

委員長：次に、議会モニターについて、資料はお手元にあるかと思うが、局長に若干説明していただいて、協議していただきたいと思う。モニター会議の件、願うする。

事務局長：議会モニター会議についての会議中の意見、回答について一覧で整理をさせていただいている。対応のところは空欄になっているけども、実際に意見と回答でほぼ確認が済んでいるもの、あるいは検討するというような文言があるものなどいろいろある。今日時間がないので、これ次回のときにその対応を確認してまいりたいと思うので、お持ち帰りいただいて、コメント等をメモ書きして、次回に備えていただければというふうに思う。

委員長：議会モニターについて、意見交換の項目ということで、事務局のほうでまとめていただいている。本日の時間の都合で、その程度にとどめ、皆さん方に御一読いただいて、次回の議運の中で協議していききたいというふうに思う。よろしく願うする。

#### (5) その他

- ・町職員の「年間を通した働きやすい服装の推進」についてに係る議会の対応

委員長：次、その他に入る。町職員の「年間を通した働きやすい服装の推進」についてに係る議会の対応ということで、事務局より説明を願うする。

事務局長：お手元に資料を準備している。年間を通した働きやすい服装の推進ということで、

町の職員については、今、国がやっている、年間を通して、今まではクールビズ、ウォームビズということで、時期を特定して働きやすい服装で、暖房、冷房等の調整を各自で行うという方向が出ているけども、今回のそれは年間を通じて働きやすい服装をある程度自由にするとということで、町のほうは10月19日に冬に向けて、それを年間通した取り組みということで実施することになった。具体的にはノーネクタイ、あるいはセーター等の重ね着を行って、冬のコロナの換気による暖房不足等に備えるといった内容である。町の対応については、最初の2ページ、文書と今庁舎内に掲示をしている「実施中です」というペーパーがあるけども、具体的なスタイルの提示というのは行われていない。参考として北海道の取り組み、3枚目以降であるけども、ナチュラル・ビズ・スタイルの実施ということで、北海道で取り組んでいる資料をつけている。資料の一番後ろのところに、冬の具体的なイメージということで、イラスト付きになっている。執務中についてはノーネクタイも可能ということで、TPOを踏まえた判断を各自に委ねるという内容になっているけども、道議会の対応としては上着を着用、ネクタイもしてということで、記章についてもつけていくということになっている。それで、現在、議会の会議記録等運用例の中では、本会議場の会議については、所定の記章を着用し、背広、ワイシャツ、ネクタイの服装で出席するのを原則と。女性については品位のある服装というふうになっている。夏については具体的に暑い中での会議ということで、襟元をオープンにして涼しい格好をということで、クールビズが取られているところであったかと思うけども、冬の部分について、これをどうするかというのは悩ましいところがあって、一応説明員として、どういった服装で議場に出ていただくかというところの確認が必要かと思って、今回議題として載せさせていただいている。以上である。

委員長：今、局長のほうからご説明していただいた服装についてであるが、これについては職員、本町の職員については通年、ネクタイを今しなくていいようになっているということである。説明の中では道の職員について、議会対応ということで、今資料を提出、用意していただいているけども、皆様方から通年についてどういうふうにするか、御意見をいただく。職員ではなくて、議会としての御意見をいただきたいと思う。高橋委員。

高橋委員：道議会のほうはネクタイするみたいなこと書いてあるのだけど、別にクールビズのときにネクタイ外して議会出ているのだから、冬も普通にネクタイ外して出てもらって構わないと思うし、特に暖房を強くするわけでもなく、自分でセーターなり着るなりして対応すればいいと思う。

委員長：ほかに意見あるか。  
休憩する。

【休憩 12:06】

【再開 12:08】

委員長：再開する。

これらについても全員協議会にお諮りをしていただいで、方向性を見いだしていくというふうにしたいと思う。議運として答えを出さないということにしておきたいと思う。ということでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのほかに委員のほうから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：大変長時間にわたったけども、本日予定していた案件は予定どおり全部終了することができた。それでは、本日の議会運営委員会はこれをもって閉じたいと思う。どうも御苦労さまでした。

【閉会 12:08】